相続法における権利の弾力性について(二・完)

ドイツの遺留分とイギリスの家族供与ー

目

はじめに

第一章 請求権者の範囲について

第一節

連れ子

配偶者

離婚配偶者

事実婚配偶者 死者に扶養されていた者

第四節 小括 (以上第二十五巻第三・四号)

> 第一節 請求額の算定をめぐる問題

青

竹

美

佳

第二節 算定基準

第三節

おわりに(以上本号)

第四節 当事者の負担 裁判の予測可能性 裁判官の責任 小括 裁判上の問題 請求権の態様

四五

紀二章 請求額の算定をめぐる問題

て、イギリスの家族供与とは異なり、遺留分を請求することにより法定相続分を修正する余地はない。以下ではこれて、イギリスの家族供与とは異なり、遺留分を請求することにより法定相続分を修正する余地はない。以下ではこれ また、イギリスの家族供与と異なり、遺留分権が付与されるのは、被相続人による終意処分が前提として存在する場 相続人から遺言により配慮されなかった遺留分権利者は、遺留分を請求することができる。遺留分額は、制定法によっ 与を裁判所に請求することができる。ここで留意すべきは、家族供与の請求により、(2) 相当な財産的供与 (reasonable financial provision) が行われない場合には、遺産中より相当額の給付すなわち家族供 検討する前提として、イギリス法とドイツ法における制度の基本的な枠組みを確認しておくこととする。イギリスの らの基本的な制度の枠組みを前提として、 合のみである。無遺言の場合の法定相続は、 て一律に定められており、法定相続分の半分の価値 (die Hälfte des Wertes des gesetzlichen Erbteils)である (BGB 2303) 。 を修正するのみならず無遺言の場合の法定相続をも修正することができるということである。他方のドイツでは、被 家族供与制度においては、被相続人と一定の関係にある者は、遺言あるいは無遺言に関する法による規律によっては れるか、また請求権の態様および算定方法に関してどのような裁判上の問題が生ずるかについて検討する。これらを 前章では、イギリスの家族供与制度およびドイツの遺留分制度における、請求権者の範囲の外延について考察した 本章では、正当な請求権者であると認められた者に、いかなる請求権が、どのような算定方法に基づいて付与さ 裁判上の問題の順に検討する。 両法秩序における請求額の算定をめぐる問題について、 法律上の定めによることとされている(BGB 1924―1931 条)。したがっ 裁判所は、 遺言による財産処分 請求権の態様、

第一節 請求権の態様

ーイギリス

求が認められた場合における、家族供与の請求権の態様として、同法においては三種類が定められている。すなわち、 裁判上請求しなくてはならない。つまり、 裁判所は場合に応じて、金銭給付、 九七五年相続 (家族および被扶養者に対する供与) 個々の目的物の給付、 権利は相続開始によって当然に権利者に帰属するというわけではない。 法第一条一項によると、 信託の設定を命ずることができる。 権利者は家族供与を確保するために

に事情が変更した場合には、 性は一時金の支払いの場合には排除されるので、 まず金銭給付についてであるが、これは規定によると定期金または一時金である(同法二条一項④b)。 定期金支払いの命令を裁判上変更することができる 請求権者は、 偶発的出来事による危険を負担する。(&) (同法六条)。 もっとも、 この 命令の後 可

は、 裁量により配慮することができる。 (11) を決定する場合には、 次に、 当該目的物の売却により財産価値の大部分が無為に帰する場合には、 裁判所は、 同法二条一項()によって、家屋のような個々の目的物の給付をも命じることができる。この措置(9) 生存配偶者が被相続人と婚姻生活を送った場所に継続して暮らすことができるよう、 とりわけ勧めることができる。 住居の帰属 裁判官が

者である場合には、そのような信託の設定はとりわけ有意義である。 最後に、 例えば請求者のために信託を設定することである。(2) 裁判所は、 請求者の利益のために継承的財産設定 請求者が未成年者であるなど自ら管理することができな (Settlement) を命ずることができる (同法二条 項 (d)

一 ドイツ

2307 Abs. 1)。しかし遺留分は金銭請求権であるのが原則であり、特定の目的物の請求は、例外的にのみ認められる(fi) を導く可能性がある。 ただし、賃借権についてのみ、生存配偶者に賃貸借契約を締結する権利が与えられることがある。(8) 利者の主張する金銭給付義務を履行するために、相続人の持分を売却することを強いられる場合には、財産的な喪失 に過ぎない。また婚姻住居の所有権を有する被相続人の住居を、生存配偶者が継続して利用する権利は発生しない。 引渡しを請求する場合の例外がある。それは、権利者が遺贈を引き受け、遺留分との差額を請求する場合である(BGB 条一項二文の「法定相続分の二分の一の価値」という表現から明らかである。もっともこの原則には特定の目的物の条一項二文の「法定相続分の二分の一の価値」という表現から明らかである。もっともこの原則には特定の目的物の 行使しなくてはならない。遺留分請求権は金銭請求権であり、債務法上の性質を有する。このことは、民法二三〇三 遺留分請求権は、 相続開始時に発生する (BGB 2317 Abs. 1)。遺留分権利者は、遺留分を確保するために請求権を 相続人が遺留分権

3二節 算定基準

一 イギリス

由が、指針(guideline)として法律上列挙されている。さらに、請求者によって異なる個別的基準が法律上規定され(紹) た場合に請求を認めるか否か、 家族供与の請求が認められる。「相当な財産的供与」がなされているか否か、またそれがなされていないと評価され を得ることができるか否かが第一に検討される。「相当な財産的供与」を得ることができないと評価された者にのみ 家族供与の請求が認められるための前提として、当該請求者が遺言または法定相続によって「相当な財産的供与」 いかなる態様の、 いくらの額の請求を認めるかを決定する際に裁判官が考慮すべき事

ている。以下では「相当な財産的供与」の概要、裁判官が考慮すべき事由として法律上列挙されている指針(ミュ) (guideline) (

一求者によって異なる個別的基準について検討することとする。

- 「相当な財産的供与」の概要

なく、 準として規定されているのは、配偶者以外が請求権者である場合には、あらゆる事情を考慮した上で請求権者の(空) しなくてはならず、さらに「相当」の基準は、 福利、 maintenance」とは、 裁判官が考慮しなくてはならない事由が指針 のは不可能であることを認めている。このような問題は、とりわけ第一審の判断とは明らかに異なる第二審の判 はなお不明確であり、 な財産的供与」の文言の解釈方法については、 存 maintenance」のために「相当」であるか否かである(同法一条二項⑸)。このように柔軟性はあるが曖昧な 態様の決定基準ともなる「相当な財産的供与 reasonable financial provision」の概念は、 るのであり、裁判官による無制限な判断が許されているというわけではない。すなわち、法律では、後述するように、 お いて生じる。 イギリス法において家族供与に対する請求権の存否を判断する基礎となり、 ささやかで快適に生活できるのに十分」であるということであり、 健康、 財政的安定をも含む生活であるとされ、それは「被扶養者が生活状況に比して贅沢でもなく、(※) もっとも、 請求者が困窮しないための最低生活水準に基づくのではなく、 具体的事例において本質的に機能することはなく、 相当な経済的供与がなされているか否かについては、 (guideline) として列挙されている。 死者の意思にもよるなどの基準が示されている。しかしこれらの基準 (%) 判例によって様々な基準が設けられてい 裁判官自らが特定の額の正当性を証明する 請求権者の生活様式および資産状況を考慮 同時に請求額の算定基準および請 事実をもとにして客観的に検討され また、 請求者および家族の生活様式 不明確な法的概念である。 被相続人が不相当であるこ . る。 たとえば、 貧困でも 「生存 「相当 一生 基 0)

値判断(value judgement)は行われる。 るとされる。それゆえ裁判官が無制限に検討することは許されず、また客観的に判断されることになっているが、 とを意識していたか否かという観点から検討するのではなく、実際に相当であったか否かを客観的に検討すべきであ

い。それゆえ、被相続人が選択した方法が相当である場合には、たとえ請求者が提示した方法が相当であるとしても、(3) ギリスにおける遺言の自由の原則が反映している。このことは、被相続人が財産を自ら獲得した場合にはとりわけ妥(35) が示されなくてはならない。ここには、裁判官は明確な理由なしに被相続人の処分に介入してはならないとする、 裁判官が請求を認めることはできない。被相続人は、自身の判断で正当な遺言をなすことができ、裁判官がこれを自(33) 由に変更することはできない。被相続人による遺言を変更するためにはむしろ請求者への供与の相当性について理由 てはならない。そこでは被相続人の側に処分の自由が認められており、裁判所の権限は謙抑的に行使されるに過ぎな であろうということでは十分ではないとされる。裁判官は、 たとえば、「相当ではない」と判断するためには、裁判官が被相続人の立場にあったならば異なる行動をとっていた 由を尊重することに配慮がなされているということである。この点に関して、判例では以下の基準が提示されている。 相当な経済的供与」の判断においてイギリス法の特徴が表れている点として注目すべきは、被相続人の遺言の自 被相続人による供与が不相当であったことを確信しなく

2 裁判官が考慮すべき事由ーs. 3(1)

いかなる態様の、 |相当な財産的供与」がなされていたか否か、 いくらの額の請求を認めるかを決定する際に裁判官が考慮すべき事由が、法律上指針(guideline) またそれがなされていないと評価された場合に請求を認めるか否か、

遺産の額および性質 resources) として列挙されている および財産的必要性 (同項(e))、 (同法三条一項)。 (financial 請求者およびその他の人物の行為態様 needs) 以下では法律で列挙されている事由として、 (同項(a))、 請求者に対する被相続人の義務および責任 (同項g)、その他の状況 請求者の資産 (同項(g) (同項(d)、 を検討す (financial

(1) 請求者の財産的必要性および資産―s. 3(1)(a)

breadline」すなわち最低限の生活を保障することではなく、 産から利益を得ることが認められる。また、困窮しているが飢えていないという事実は、(38) 例によると、 および財産的必要性」である。裁判官は、おおよそ請求者の財産的状況を全て判断の対象としなくてはならない。 て保護することを否定する理由とはならない。 裁判官が考慮しなくてはならない事由として第一に規定されているのは、「請求者の現在のまたは近い将来の資産 請求者が長年にわたって財産を得るのに苦労した場合には、多少の貯蓄があるとしても、 なぜなら、 請求者の相当な生活を保障することだからである。 家族供与の意義は、「パンの限界を超える above the 請求者の生活を遺産によっ 被相続 人の遺 判

芸術家などの一般的には僅かな収入しか見込めない職業を請求者が自ら選択した場合には、 転職を繰り返して与えられた財産を使途も明らかにせず相当使い果たした場合も同様である。ここでは請求者の自己 の生活に満足する態度を示していた場合には、遺産からの供与はその額を超えないという結論が導かれうる。例えば(④) の額を増加させないこととなる。このことは、 能力を取得できなかった場合にも妥当する。 請求者自身が現在の状況にどの程度関わっているかということも検討される。 請求者が家族から職業および財産に関して相当の利益を得ていたが、 両親が教育の機会を与えたにもかかわらず、 請求者が被相続人の生存時に、 両親の遺産に対する請求 請求者が職業を得るため 一定

検討素材となりうる。 責任の考えが窺われる。 他方で、婚姻のために職業および良い条件での年金を放棄したことは、 請求者に有利に働く

では、 ることができるとされた。ここでは、公的な社会保障制度と私的な相続制度が相互に補完し合いながら遺族の生活保 した。なぜなら、さもなければ、国が理由もなく義務を免れることになるからである。もっとも、 ある場合には、生存配偶者が社会保障給付を受けるという理由をもってその者を完全に相続から除外することは許さ もーたとえ子が自立した生活を送っていたとしてもーそれを不相当とすることはできないとの判断が示された。Re E ば Re Catmull の事例では、被相続人の妻の受給する遺族年金を考慮しなくてはならないとされた。請求者は、 障に寄与しているが、原則として社会保障制度は相続法制度に優先して機能するという状況を見出すことができる。 れない。Re Debenham では、数年後に老齢年金を支給される見込みがある場合に、これを考慮して家族供与を減額す が準備していることを、 人の父は、僅かな財産しか持っておらず、娘には遺贈しなかった。ここでは裁判所は、被相続人の判断の根底に、 者の妻にとって適切とされる給付を国から受給していた。したがって、死亡した夫が、財産を子に分け与えた場合に 社会保障給付も、資産の枠内で考慮される。そのような国による給付は、原則として請求額を減少させる。たとえ 被相続人の娘が、 被相続人がしなくてもよいとの考えがある場合には、当該財産処分が不相当ではないと判断 一九四六年国民健康維持法により、 国の負担で精神病患者のための施設に入居した。 被相続人が裕福で 被相続 労働 国

(2) 請求者に対する被相続人の義務と責任—s. 3(1)(d)

る。この規定では、義務と責任の存否を道徳的観点から判断すべきことが意図されている。したがって、ここでいる。この規定では、義務と責任の存否を道徳的観点から判断すべきことが意図されている。したがって、ここでい 裁判所が考慮しなくてはならない別の事項として「請求者に対して有する死者の義務と責任」が法律上規定されて

r V

ているー

に対する責任より高い評価を受ける。 (52)

人的関係と同時に、

経済的関係も評価される。

例えば、

請求者が被相

これらの

会社の設立に際して手伝ったか否か、

生する。

この場合の請求者の利益は、

被相続人の兄弟姉妹ー血縁および人生の一部を共有した思い出により結びつ

被相続人の仕事の発展に誰が貢献したかも考慮される。

続人を、

断からは、

個別事例の正当性に対するイギリスの裁判官の尽力を見出すことができる。

Joslin では、 請求者が、 ば、 の判断を示した。被相続人の義務はまた、 は僅かであり、 周囲に隠していた。この事例では、請求者は既に成年に達して独立していたので被相続人の法的義務は否定されたが、 続人の娘) これを他人に委ねた場合には道徳的義務が生じうる。 的に夫が負うとしても、 婚姻が事実上破綻しており、 わ れる義務と責任は、 被相続人の生存時に、第三者が請求者の扶養を引き受けた場合には、被相続人の道徳的義務は減少しうる。 (※) に対する親としての責任を引き受けず、遠方に居住する請求者の祖父母にこれを委ねており、 重病に罹患していたことも考慮されて被相続人の道徳的義務が認定された。また古い事例であるが、 被相続人が妻との間には子を残さず、 遺族全員の扶養には足りなかった。 法律上一律に判断されるのではなく、 夫の妻に対する義務は減少すると判断された。それに対して被相続人が子の養育を放棄 四〇年の間、 連れ子である請求者が被相続人を死亡時まで世話していたことによって発 妻が夫の世話を一切しなかった事例においては、 事実婚配偶者との間に二人の子を残していた。 裁判所は、二人の子を持つ母に対して、 例えば Re Debenham では、 個々の人的関係の態様により様々に評価される。 被相続人が生存時に請求者 より大きな責任を負うと 婚姻の破綻の責任を一方 この事例では遺 娘の存在を また、 たとえ (被相 Re

(3) 遺産の額および性質—s. 3(1)(e)

遺産の額および性質」 \$ 考慮すべき事由の一つとなっている。 ここで問題となるのは、 小額の遺産を司 法判 断

non curat lex(法は些事に関せず)」がある。 障に寄与する家族供与の目的が到達されえないからである。その背景には、イギリス法における一般原則「De minimis とから一部の判例では否定されているが裁判所は一般的に、 ら、支給される額が少ない場合、とりわけ訴訟費用を遺産から支出した後に何も残らない場合には、 の対象から除外することの可否である。このことは、小額の遺産も多くの者にとって十分な意義を持ちうるというこ 小額の遺産の場合に請求を認めない傾向がある。 請求者の生存保 なぜな

理ではないがかけ離れた額をもって相当であると判断することもありうる。 なくてはならない。 (59) である。もっとも、 きない。そこではなお、請求者の財産的必要性等の事由に鑑みて、供与を命ずることが相当であるとの判断がなされ それに対して、特別巨額な遺産が問題になっている場合には、請求者の遺産に対する要求を全て満たすことも可能 また、 請求者の要求を満たせるほど遺産が巨額であるという事実のみでは、給付を正当化することがで 巨額の遺産の場合には、 裁判官の裁量の余地が広くなり、 複数の裁判官が、 いずれも不合

(4) 請求者およびその他の人物の行為態様-s.3(1)(g)

必要性のみでは請求を認めるだけの十分な根拠とはならない。 (61) あるとしても、この事由だけを根拠に請求が全く認められないこともありうる。したがって、例えば請求者の財産的 請求者およびその他の人物の行為態様も検討事項となっている。これ以外の事由に鑑みて請求を認めるのが妥当で

繰り返し、 Snoek の事例では、婚姻当初は家事労働を忠実に遂行しており、子の世話もしていた請求者が、婚姻生活の半ばには まず請求者が不利な評価を受ける事由として、請求者の非難すべき行為態様を検討する。例えば、 多額の財産を費消するなどして「放蕩 a 'rolling stone'」であったことが不利な評価につながっている。 請求者が転職を 養者に対する供与)法第一

なしえないとされた。

なぜなら、

犯罪者が十分な供与を受けないとしても、

それは一九七五年相続

(家族および

被扶

剝奪原則

0

効

為があった場合について、 請求者が訴訟において虚偽の主張を行った場合には請求者に不利となる。 とは法律の任務ではない。したがって、模範的振る舞いがある場合にも財産的必要性がなければ請求は認められ しば 殺害した者はその結果として遺言および法定相続による利益を得ることができないだけではなく、 が被相続人を殺害した場合には、 は可能とされた。Re Morris では、 偶者に遺贈する動機がないともいえる。 相当な供与の額を決定する際の基準となりうるとされている。 かったことが請求者にとって不利な評価となり、 しば 同事例では、 配偶者に対して発作的に暴行を加えたことが考慮された。このような事例では被相続人には暴行を加えた配 請求者が「良き愛すべき妻 a 'good and loving wife'」 家族供与についての法律には明文の規定が存在しない。 請求者が婚姻当初から妻としての責任を果たす意思もなく、 般的な原則 しかしながら婚姻初期の状況を考慮した上で、 61 被相続人による妻への僅かの遺贈が不相当ではないとの判断 わゆる剝奪原則 forfeiture rule—が考慮された。 もっとも、 被相続人に対する殺人などの重大な犯罪行 であったかどうかという主観的な問題が 賞賛に値する行為に対して遺贈を与えるこ しかし、 請求者の生活を配慮する判 コモン・ 実際にこれを行わな すなわち、 家族供与の請 口] 上 請求者 他 が示さ 人を 断

言を修正することが可能であれば、矛盾が生じる。(8) だからである。 殺害に限られることとなった また、 方では行為者に有利な遺言が効力を生じないのに、 (同法三、 五(金)。 剝奪法 (Forfeiture Act 1982) により、 他方では裁判所により行為者に有利に遺 剝奪原則は、 故意による

条に規定するような被相続人の遺言または法定相続による効果ではなく、

化していると評価される場合と、 被相続人の行為態様につい 道徳的な考慮が問題となる場合に分かれる。 ても考慮される。 それは、 被相続人の行為態様によって請求者の財産的状 前者の場合につい て判例では 被相 況 が悪

となどが請求者に有利な判断を導いている。四次の を加えたこと、配偶者を理由もなく四六年間放置したこと、請求者を病的嫉妬心をもって長年にわたりつきまとった(元) 業に就く機会を妨げていたことなどが考慮されている。 人が請求者の二三歳の時から一二年間請求者を拘束し、経済的に被相続人に依存するように言って請求者が有益な職 当初の約束に反して婚姻後も自身の母の家で同居することに固執し、それによって婚姻が解消するに至ったこ また、道徳的な点については、 被相続人が、 酒に酔って暴行

(5) その他の状況―s. 3(1)(g)

れる。 より収入を得ていたとしても、遺産から利益を得ることが相当であると判断されている。(8) ことではなかったという判断が補足的に述べられた。付言すると、請求者の肉体的または精神的な障害も、 ことが、請求者に有利に判断されている。また、被相続人が請求者に対して相当な供与を行わなかった経緯も考慮さ に対して否定的な判断が示された。反対に、問題となる遺産の大部分が、請求者の母から被相続人に与えられていた 断が示されている。また、被相続人が妻以外の者と共同生活を送る間に遺産が増加した場合には、残された妻の(ラン) より考慮されるべきことになっている。例えば病気により国から生活保護を受けて生活している者は、(72) ために被相続人と近い関係にない者が法定相続に基づいて遺産を取得することになるが、これは被相続人の意図する 婚の夫に由来しており、したがって彼の娘が第一に相続すべきであるとして、現夫である請求者に対して否定的な判 その他、 遺産の由来を挙げることができる。判例では、後妻である被相続人の遺産について、当該遺産が被相続 Collins では、 おおよそ裁判官が重要であると考えるすべての事情が検討されるべきことになっている。その中の一つと 被相続人は請求者に遺贈する意思を持っていたが、当該遺言が形式違背により無効であった 以前は労働に 裁判官に 人の前 清求

3 個別的算定基準

(1) 配偶者

ここではそれまでの婚姻生活水準がいかなるものであったかということが重要な算定基準となる。(8) を獲得させることにある。(88) 法三条二項)。まず請求者の年齢について、 趣旨は、 に関して、夫婦が短期間しか同居していない場合に請求が認められないとする判例がある。⁽⁸⁵⁾ いたであろう供与、すなわち「架空の離婚基準 the imaginary divorce guideline」による供与が考慮される。それゆえ 与を算定する際には、 の生活に対する請求者の寄与として、 いて考慮すべき事項として、請求者の年齢、婚姻の継続期間、被相続人の家族の生活に対する請求者の寄与がある めに必要か否かには依拠せず、全ての状況を考慮した上で相当な財産的供与が算定される。そして、 算定基準として、 生存配偶者のための算定方法は、他の権利者のための算定方法とは区別される。すなわち、配偶者以外の場合に、 方配偶者が他方配偶者の財産の獲得に直接的にも間接的にも関与していないとしても、 生存のために必要か否かということが重要であるが、生存配偶者の場合には、 被相続人の死亡によるのではなく、離婚によって婚姻が解消していたならば配偶者に帰属して 家事または子の養育などによる寄与が考慮されるべき事由となっている。 高齢である場合には供与もより高額となりうる。(81) さらに、 また、 算定基準は生存のた その他、 他方配偶者に財産 婚姻の 相当な財産 被相続 継続期 人の 算定にお その 家族 的 (同 間 供

ことができる それに対して被相続人の離婚後の元配偶者および事実婚配偶者は、 (同法一条二項(b))。つまり、 他の全ての権利者と同様の扱いを受ける。 その者の生存のために必要な額だけを確保する

(2) 子

由が要求される。一方、成人した子が重度の病気を患っており、労働能力を持たない場合には、成人であることを理由が要求される。一方、成人した子が重度の病気を患っており、労働能力を持たない場合には、成人であることを理 ところで、成人した子も、家族供与の請求に関しては権利者であるが、立法段階の議論においては、それによって子 なる(同法三条三項)。子の場合には、親の遺産から養育および教育を確保することが、とりわけ重要視されている。 由に請求が妨げられることはない。 のできる成人した子の場合には、請求が認められるためには、遺言による供与が不相当であると認められる特別な事 の主体的な精神、独立精神が奪われるのではないかとの危惧が表明されている。もっとも、自身で生計を立てること(87) 請求者が子である場合には、当該子が既に享受してきた教育あるいは当該子が期待すべき教育が考慮されることに

死者以外の者が請求者の生存を維持する責任を負うか否かも考慮される。 続人が無条件に一定の責任を引き受けていることが必要であるということを意味するのではない。これらは請求を認続人が無条件に一定の責任を引き受けていることが必要であるということを意味するのではない。これらは請求を認 を果たしてきた期間はどのくらいかということである。もっとも、この検討は、家族供与の請求をなすためには被相(%) めるか否かを判断し、また請求額を算定するために裁判所が考慮しなくてはならない事由であるに過ぎない。なお、 る。すなわち、被相続人がどの程度、そしてなぜ当該子の生存に対する責任を引き受けるに至ったのか、そして責任 法律上の子ではないが、被相続人に自身の子であるかのように扱われた子については、さらに以下の点が検討され

③ 被相続人に扶養されていた者

る。 その他の被相続人に扶養されていた者については、被相続人が請求者に対して引き受けた責任という点が重視され 同法三条四項では「…裁判官は…死者が請求者の生存に対する責任を引き受けた程度および理由、死者が責任を

履行した期間を検討すべきである」と規定されている。

一ドイツ

に設けられている基準をみておくこととする。 まず遺留分額 <u>の</u> 般的算定基準および例外的 に遺留分が制限される場合を概観し、 次に配偶者、 子に関して個別的

・ 一般的算定基準―法定相続分の半分の価値

gesetzlichen Erbteils)」と定められている(BGB 2303)。 るとの批判がある。 を必要としない者も遺留分を確保することができる。 遺言の自由が過度の制限を受けるとの指摘もある。さらに、遺留分の貫徹は、(%) を確保することができず、 においては、 すなわち、 産を築いたときには、 分が下がるが、 スの家族供与制度とはこの点で決定的に異なっている。画一 F イツの遺留分制度において、遺留分額は制定法上一律に「法定相続分の半分の価値 遺留分額に財産的必要性を反映させないのであれば、 遺留分を保持できるか否かのどちらかでしかなく、 これは問題である。(3) つまり、 財産の一部を遺留分として裕福な子に支払うのは、容認しがたい。 当事者の法感情に適合しない。そのような画一的な遺留分規定により、(%) 遺留分権利者に、企業の持分により補償し、 とりわけ遺留分義務者が配偶者である場合、 権利者の財産的必要性等を考慮して弾力的解決をはかるイギリ したがって、財産的に独立し、生活を送る上でとくに遺留分 的な算定基準に対しては、以下の批判が提起されてい 中間的解決が許されないので、 裕福な者の遺留分の請求により、 または持分を売却することにより遺留分権 企業の存続を危険に晒す可能性を有す 当該配偶者が被相続人と協働 (die また、 Hälfte ドイツの遺留分制 個別の事例の正当性 困窮した者の相続 憲法上保障される des Wertes して des

する見解もある。 ないとされていた旧東ドイツの遺留分制度が参考にされている。しかし他方で、扶養必要性への依拠は、不当な結論(®) 制度は、 請求するために財産的必要性を要求されるのは、妥当ではない。また、法律上一律に請求権を定めるドイツの遺留分請求するために財産的必要性を要求されるのは、妥当ではない。また、法律上一律に請求権を定めるドイツの遺留分 をも導きうるということも指摘されている。例えば、配偶者が被相続人と協働して財産を築いた場合には、 算定基準による遺留分制度を見直すべきことが提案されている。その際、 利者の支払請求に応じるために、企業内に紛争が生じるとの批判である。そこで、近年ドイツにおいては、 家族内で財産に関して交渉する労力を省き、法的紛争や摩擦を回避するという点ではかえって優れていると 財産的に独立した卑属は遺留分権を保持し 遺留分を 画一的

例外規定

たは遺留分それ自体を否定することがある。これら例外規定について以下では検討することとする。 もっともこの算定基準には若干の例外がある。すなわち、被相続人が請求者に対して義務を負う場合および請求者に 定の行為態様が認められる場合である。これらの事情は、 遺留分額は、 一律に法定相続分の二分の一の価値であり、 権利者の財産的必要性に左右されないのが原則である。 例外的に、遺留分額算定に一定の範囲で影響を与え、

(1) 請求者に対する被相続人の義務

額は増加する。清算請求権は以下の場合に遺留分権利者である卑属に帰属する。すなわち、複数の卑属の中である遺 が、これには民法二三一六条の例外がある。 |相続人が請求者に何らかの義務を負っているか否かという個別の事情は、 同条によると、二〇五七a条による清算請求権がある場合には、 通常は遺留分額算定に影響を与えな

原則的な遺留分権との構造的な相違が表れている。 である (BGB 2057 a Abs. 3)。ここでは、 すべきは、 または仕事による収入を放棄して被相続人を長期間看護した場合等である 留分権利者が、 清算の額は、 家事、仕事、商売において被相続人との協働により、被相続人の財産の維持・増加に貢献した場合、 給付の期間・範囲および遺産価値を考慮した上で裁判官の裁量により算定されるということ 裁判官の裁量が例外的に許されており、 (BGB 2316, 2057 a Abs. 1)。ここで注目 規定に基づいて一律に算定される

(2) 遺留分権利者の行為態様

あ。 ているに過ぎない。すなわち、被相続人による遺留分剝奪、 上述のようにイギリス法においては、請求者の行為態様および裁判官が重要であると考える全ての状況が検討され それに対してドイツ法では、 遺留分権利者の行為態様が考慮される場合として、三つの事由が限定的に規定され 他の当事者による取消し、および好意的遺留分の制限で

a 被相続人による遺留分剝奪

続人の意思に反する卑属の不名誉あるいは不道徳な行状 2333-2335, 2336 Abs. 1)。例えば、被相続人に対する重大な犯罪行為(BGB 2333 Nr. 1-3, 2334, 2335 Nr. 1-3)、被相 例および学説において、 遺留分権利者の側に特別重大な一定の行為態様がある場合に、被相続人は遺留分を剝奪することができる 遺留分剝奪を認めるためには遺留分権利者の側に重大な過失および責任能力が存在しなくてはならないと解さ 遺留分の剝奪が認められる場合が限定的に解されているという点には注意すべきである。(※) (BGB 2335 Nr. 5) が存在する場合などである。 もっとも判 (BGB

えば、

または不道徳の行状にいう「行状」は、継続的行為でなくてはならないというように制限的に解釈されている。(※) れている。また、遺留分剝奪根拠である卑属の親に対する「虐待」を規定する民法二三三三条二号を、(۱۱۵) 事例に類推適用することは認められない。さらに、民法二三三三条五号によって遺留分剝奪根拠となる卑属の不名誉事例に類推適用することは認められない。さらに、民法二三三三条五号によって遺留分剝奪根拠となる卑属の不名誉 精神的虐待の

とも、 提唱されている。 と矛盾すると指摘するものがある。さらに、基本法上保障された遺言の自由と遺留分権の衝突を調整する解釈論とし 法公布時の全ドイツ法秩序がそうであったように、二三三三条以下も限定列挙とされた。以上のような立法趣旨に鑑法公布時の全ドイツ法秩序がそうであったように、二三三三条以下も限定列挙とされた。以上のような立法趣旨に鑑 な行為態様といったような一般条項を設けることは、多くの検討を要することから不適切とされた。したがって、民 分剝奪可能性が認められるべきであるとする憲法適合的—全体的類推解釈 eine verfassungskonforme Gesamtanalogie が 的であり、改正の必要があるとするもの、特別事例において制定法の欠缺を認めない場合には正当性と合理性の感情的であり、改正の必要があるとするもの、特別事例において制定法の欠缺を認めない場合には正当性と合理性の感情 みて、また類推適用は際限の無い遺留分剝奪根拠の拡張を導くことから制限的な解釈論が一般的となっている。(エラ) 推適用の可能性を否定し、また一般条項にも反対する決定を意図的に行い、限定的な規律を選択した。たとえば邪悪(罒) て、家族法上の他の諸規定との整合性を考慮し、被相続人に遺留分権を全く期待しえない場合には、 制限的な解釈論が展開される根拠として挙げられるのが、遺留分剝奪規定の立法趣旨である。立法者は、 近年では同条の問題点が指摘されるようになってきている。例えば、遺留分剝奪規定の構成要件は過度に限定 被相続人に遺留 同条の類 もつ

b) 他の当事者による取消し

取り消すことができる(BGB 2345 Abs. 2, 2339 Abs. 1)。 被相続人から遺留分を剝奪されなかった場合でも、相続欠格となる根拠があれば、第三者において遺留分請求権を

とがある。. Abs.1 Nr.2)、詐欺または強迫により死因処分に影響を与えたり る場合にしか取消権を行使することができない(BGB 2341, 2345 Abs. 2)。 (BGB 2339 Abs. 1 Nr. 1)、後者に該当するのが、 消しの根拠は、 変造した場合などである 前者に該当するのが、 被相続人に対する特に非難すべき行為が存在する場合と、 (BGB 2339 Abs. 1 Nr. 4)° 相続人が被相続人を故意かつ違法に殺害し、 相続人が被相続人の死因処分を故意かつ違法に妨害したり(BGB 2339 もっとも第三者は遺留分権利者の離脱によって利益を得 (BGB 2339 Abs. 1 Nr. 3)、相続人が被相: 被相続人の遺言の自由を侵害した場合 または殺害しようとした場合であ 続 人の遺言 n

(c) 好意的遺留分の制限

ことができる (BGB 2338)。これによると、 遺留分自体を浪費や債務から守るという目的がある。 とができないようにすることである。このようにして被相続人は遺留分権利者の浪費による財産の流出を防ぎ、 人に、 の債権者からも遺留分を守ることになる。 留分権利者が浪費癖を持つあるいは相当の債務を負っている場合に、被相続人は好意に基づいて遺留分権を制限する 相続人による財産の承継を保障することができる。好意的遺留分の制限には、 利者には毎年生じる純益を帰属させるよう指示することができる。このようにして、指定された遺言執行者は、 例外的に被相続人は、 遺留分権利者の法定相続人を後位相続人に指定し、後位相続人の権利を侵害する取引を遺留分権利者が行うこ 卑属である遺留分権利者の遺留分の処分を制限することができる。 制限のもう一つの方法として同条が挙げるのは、 被相続人は卑属の生存中に遺留分の管理を遺言執行者に委ね、 卑属の扶養を保障するという目的と、 すなわち、 遺留分権利者を先位 卑属である遺 遺留分権 法定 相続 卑属

3 個別的算定基準

(1) 配偶者

額算定の特徴を理解するために離婚時における剰余の清算の原則を概観した上で遺留分の算定方法について検討する する法定夫婦財産制である剰余共同制においては、 者の遺留分算定に特有であるのは、 生存配偶者は、 !偶者の遺留分を算定する場合にも、その基礎には法定相続分の二分の一の価値という準則がある (BGB 2303 Abs 卑属と並んで四分の一を相続するので (BGB 1931 Abs.1)、遺留分は八分の一となる。 夫婦財産制が考慮されることである。当事者による特別の定めがない場合に妥当 剰余の清算が考慮されることになる。 剰余共同制における遺留分(窒) ただ配偶

ことにする。

を拒絶することができる。同条においては全ての諸事情が考慮される。それに対して一方配偶者の死亡によって夫婦(畑) Endvermögen) 財産制が終了する場合においては、 共同体が破綻していたなど個別の事情によって剰余の調整が極めて不当である場合には、 それによると、相続または贈与により獲得した財産は当初の財産に算入されるので、清算に服さない (BGB 1374 Abs 三八三条によると、個々の目的物の引渡しも可能である。剰余の額は、一三七三-一三九〇条に基づいて算定される。 他方配偶者に付与しなくてはならない(BGB 1378 Abs. 1)。剰余清算義務は原則として金銭により履行されるが、 他方に比べてより多額の剰余を獲得した一方配偶者である。清算義務者は、 2)。また、配偶者が財産を浪費したことにより減少した額は、 の際には、 と当初の財産 両 配 偶者 (das Anfangsvermögen) の差額である。 は婚姻時に獲得した剰余を清算する。 相続分を一律に相続財産の四分の一だけ高額にすることにより、 終局財産に算入される(BGB 1375 Abs. 2 Nr. 2)。婚姻 清算の義務を負うのは、 剰余の額は、 自身が獲得した超過剰余の価格の半分を 方配 一三八一条に基づいて清算 間偶者 剰余共同制の存続中に 0 剰余の清算が実 終局 財 産

0)

立場によると、

配偶者の遺留分は一律に八分の一となる。

なお、

離婚配偶者の場合には既に離婚の際に剰余の清

留分法が想定する典型的状況では、配偶者は BGB 一三七三-一三八三、一三九〇条に基づいて算定された剰余の清留分法が想定する典型的状況では、配偶者は BGB 一三七三-一三八三、一三九〇条に基づいて算定された剰余の清 算を請求することができる(BGB 1371 Abs. 2)。「この場合において」配偶者および他の遺留分権利者の遺留分は(図) 者の遺留分は、 高額にされた相続分を出発点とするのではない。すなわち生存配偶者が相続人に指定されず受遺者でもないという遺 現される | 三七一条一項により一律に四分の一だけ高額となった相続分に基づいて算定されるのではない。 また被相続人が清算義務を負うか否かには左右されないということである。 $(BGB 1371 Abs. 1)^{(S)}$ ° 配偶者の原則的相続分(四分の一)を基準として算定される(BGB 1931 Abs. 1)。 特徴的であるのは、 死亡による剰余の清算は、 被相続人が実際に剰余を実現 しかし、 遺留分の算定は、 したがって、 律に 配

る場合のみを指すものと解釈する。 Pflichtteil を保持することが出来るか 期間が無制限になることによる法的不安定の問題などから批判されている。 (38) づいて算定された遺留分を請求する方が有利である。 そのような場合には、 清算請求権を放棄し、一三七一条一項により四分の一だけ高額になった相続分に基づく高額の遺留分 der große の統 の場合において」という文言を、一三七三−一三八三、一三九○条に基づいて算定された剰余の清算を実際に請 方法によらなくてはならないのか 学説上問題となってい 理論 は、選択理論から生ずる問題が回避されるとともに、立法者の意思にも適合することから支持されて 一三七一条二項による剰余の清算請求権を放棄して、 るのが、 配偶者は一三七一条二項を基準とした小額の遺留分 der kleine Pflichtteil (統一理論 Einheitstheorie)それとも一三七一条二項に基づいて算定された剰 選択理論の意義は、 (選択理論 Wahltheorie)ということである。 しかし、 主に剰余が現実に存在しない場合に認められる。 選択理論は、 判例も選択理論に反対する。(33) 文言から導くことの 一三七一条一項による高額の相続分に基 選択理論は、 一三七一条二項の 困 選択権 一方、 による算定 すなわ 0) る。 (40) 余の 通 行

算が行われているから(BGB 1372)、離婚後の扶養請求額の算定において剰余がさらに考慮されることはない (BGB

(2) 卑属

1586 b Abs. 2)°

Abs.1, 1931 Abs.1)、残余を子が取得する。子が複数の場合にはこれを均等に相続する(BGB 1924 Abs. 4)。したが て取得する (BGB 1924 Abs. 3)。 定しなくてはならない。上述のように、相続から除外されていない配偶者の法定相続分は二分の一であり (BGB 1371 て例えば子が二人の場合における法定相続分は各四分の一、遺留分は各八分の一となる。孫は亡くなった親に代わっ 卑属の遺留分額を算定する前提として、二三〇三条二項に基づいて一三七一条を考慮した配偶者の法定相続分を算

が、ここでは、生前に卑属である遺留分権利者が被相続人から利益を得たこと、とりわけ教育を享受したことが子の՛՛՛՛ 考慮した上で法定相続分が算定され、 的教育や技術の育成のための支出は、 を要する場合には遺留分額はその影響を受ける。そして清算に関する二〇五〇条二項によると、職業につながる基礎 教育は二三一六条により遺留分を減額させる事由となる。同条一項によると、被相続人の出捐により法定相続の清算 れを被相続人の死後も維持させるという観点から家族供与額を増加させる根拠となるが、ドイツでは、子が享受した 遺留分額算定にどのような影響をもたらすかということをみておく。イギリス法においては享受してきた教育は、こ の二〇五七a条の清算請求権が存在する場合、好意的遺留分の制限も卑属に特有の遺留分額算定方法であるといえる 以上の原則的な卑属の画一的遺留分額に対して、卑属について特別に考慮される事由を検討することにする。 遺留分はこれに基づいて算定される(BGB 2316 Abs. 1)。このように、子の享 それが被相続人の財産状況を逸脱する場合に限り、 清算に服する。 清算義務を

受した教育は例外的場合にしか遺留分額の算定に介入しない。なお同条によると、 義務を負う贈与はなお同条によって考慮されると説明されている。(※) た額を返還する義務も生じない。さらに、 続人の出捐も、 入される生前贈与が二三二五条によると相続開始前一〇年の制限にかかるために問題となりうる。これについては、 定相続分が、清算されるべき額と同額またはより小額である場合には、遺留分権は生じないが、 |三二五条は第三者に対する贈与を前提としているのに対して、二三一六条は相続人間の贈与を規律するので、 遺留分を減額する事由となる(BGB 2316 Abs. 3, 2050 Abs. 1)。もっとも遺留分権利者の計算上の法 同条の出捐が同時に贈与でもある場合には、 教育以外に例えば婚資などの被相 遺留分額算定の基礎財産に算 計算上余計に取得し

第三節 裁判上の問題

て、 イギリスとドイツの法的状況を踏まえて、以下ではイギリスの家族供与制度とドイツの遺留分制度の特徴につい 裁判官の責任、 裁判の予測可能性、 当事者の負担という三つの裁判上の問題の観点から検討することとする。

裁判官の責任

は、 け重大な任務を負う。裁判官の任務の重大性は、 ないイギリス法においては、 る点にも表れている。 イギリスの家族供与あるいはドイツの遺留分が裁判上問題になった場合における裁判官の責任または裁量に関 以下の特徴を指摘することができる。すなわち、具体的な家族供与請求権の態様および額が法律上定められ それゆえ裁判官には、 裁判官は事実状況を個別的に考慮しなくてはならないので、 生活経験と人知を備え、 家族供与の考慮により法定相続を修正することまでもが認められ 実際的に考えることのできる能力が要請され 家族供与の裁判ではとりわ て

る。イギリスの裁判官に、家族供与の請求態様および額についてより広範な裁量の余地が与えられる理由につい^(蜜) 年相続 扱わなければならない裁判所の過重負担は不公平である、と。しかし、現実の規定は明確であるとはいえない。 そこではやはり裁判官による法の継続形成が原則とされ、裁判官には制定法を整序する広い裁量が与えられている。(図) おいては、 において制定法およびその解釈は重視されず、 法律が根底にあるとしてもそれは、ドイツにおける制定法と比較した場合に、 は法の解釈であり、立法は国民の代表の任務である。裁量を認めることで裁判官にこの任務を転嫁するべきでは 範な裁量へとつながる。 以下のことが指摘されてい ていないにもかかわらず、 (家族供与) 法案をめぐって、イギリスの議会では、以下の意見が表明されていた。すなわち、 イギリスの裁判官は、 裁判所に明確な指針を与えなくてはならない。実質的には何も指針を与えずに、 抽象的で体系的な議論よりも具体的な議論がなされる傾向にある。具体的な議論への志向は、裁判官の広抽象的で体系的な議論よりも具体的な議論がなされる傾向にある。具体的な議論への志向は、裁判官の広 裁判官の広範な裁量を認める根拠として挙げられる。 (宮) もっとも、 一般的に国民は、 る。 第一に、 国民により選出されるのではなく任命されるに過ぎず、 法律も裁判において機能し、 法制度上の理由である。 裁判官の教養、人格、経験に基づく法への服従に特別な信頼を寄せてい むしろ判例および事例群が優先的に考慮される。このような法制度に 家族供与制度の基礎にも法律が存在する。 すなわち、 判例法主義をとるイギリス法では、 例外としてのみ機能するに過ぎない。 民主的承認が僅か 相続に関する複雑な事案を 裁判官の任務 しか得られ また、 て、

選出された議会の代表者は、 の判断を下す必要性は低い。 それに対してドイツの制定法においては、 裁判官に特別な信頼を寄せるという意識は、 その背景として、 間接的に国民が承認するに過ぎない裁判官に比べて、より直接的な承認を受けているこ 遺留分の態様および額が明確に規定されているため、 第三機関としての裁判所が、 ドイツでは存在しない。 立法機関とは隔絶されており、 規定が明確であるため、 裁判官の裁量はよ 裁判官が 国民から 独自

測を容易にし、

問

.題になっているからである。それに対してドイツの遺留分制度における遺産の一定価額の基準は、 ⑸

それゆえ紛争を軽減することができるという点で長所とされる。()(!)

すなわち、

ド

イツ法においては、

あ

裁判結果の予

イギリス法の場合と比べて、 指摘されてい る。 以上のことからドイツ法では遺留分の態様および額について裁判官の裁量が働く余地は 裁判官の責任は大きいとはいえない。

一 裁判の予測可能性

見するのは困難である。 と。もっとも、イギリスの裁判官が先例に拘束されるという点をみると、先例による法秩序の確実性が図られるため(ミロ) は、 と第二審で大きく異なる判例があり、 が 判例法が法的安定性を有するという面も否定できない。 ものは、 果を予測することが困難となり、 なぜなら、 れるべきではない。 法律では不明 裁判の予測可能性の問題は、法的安定性または一般的確実性に通じる問題である。イギリスの家族供与に関しては、 般的である。 九三八年相続 複数の考え方によってなされる。 物権法や経済法などの領域には現れない、 確な基準が設けられているに過ぎないので、 とりわけ家族供与の規定の解釈は、 しかし、 (家族供与)法に関する立法段階の議論で既に指摘されていた。 さらに、イギリス法のまさにこの家族供与の領域は、 法案は、 訴えを提起する者が危険を負わなくてはならない。(188) この点について何の助力ともならず、 特定の額が相当であることの正当性を証明するのは不可能である。 事件の判断は、 規定が比較的新しく、 高度に人格的な生き方 しかし、 必然的に個別的な判断が必要となる。 裁判官が朝食に何を食べたかといった偶然の事情に左右さ 判例法に関しては、 包括的に裁判官に任せてしまっている。 先例が僅かしか発生しないので結果を予 先例の形成にはあまり適していない。 (die höchstpersönliche Lebensführung) すなわち、 実際に、 柔軟性という特徴を指摘する 家族供与の額が第 裁判所の裁量という それゆえ、 このこと 裁判の結

個々の家族構成員に対して、どれほどの生活配慮を行うべきかをより容易に知ることができる。(※) らゆる面で算定方法の正当性を証明しうる。同様の事例は、異なる裁判官に委ねられたとしても、 (函) 当事者は、あらかじめ自身で遺留分を算定することができ、それに対応することができると同時に、被相続人自身が 同様に扱われる。

二 当事者の負担

は、まさにこのような訴訟の増発を未然に防止することに寄与する。 衆の面前における汚れ物の洗濯 Das Waschen schmutziger Wäsche in der Öffentlichkeit」と評している。さらに、 多数の余計な訴訟を生ぜしめ、 情が変更した場合には、 リスの解決法は、 いるが、それらは誰の責任で家族関係が悪化したのかという議論に導かれうる。このことを、ドイツの法学者は、「公 ために死者および利害関係人の私的生活が検討されるが、これは当事者にとって「大きな失望 great distress」となり スの解決法の長所であるとされるところの具体的妥当性は同時に、当事者の負担を導くことともなりうる。すなわち、 「相当な財産的供与」の検討のために個別の事例が考慮されるが、このことは、長期間を要する法的検討を帰結する。 イギリスの柔軟な解決法は、ドイツの型にはまった遺留分法に比べて個別事例の具体的妥当性を図ることができる 当事者の法感情により適合しているという点で、ドイツの法学者からは概ね高い評価を得ている。しかしイギリ 請求者は、死者から相当な財産的供与を得ていないということについて裁判官を説得しなくてはならず、その 判例では不倫、 訴訟を増発させるという欠点の指摘がある。訴訟の増発を促進するのが、家族供与の命令の後に事 別(居) 定期金支払いの命令が裁判上変更されうるとの規定である。この点に関しては立法段階に、(※) 破壊されてゆく関係、子の放置、精神的欠陥、病的嫉妬などについて詳細に検討されて(宮) (宮) 訴訟費用が高額となる危険について指摘されていた。ドイツにおける遺留分の画(®) 性

ある。

次に、裁判所が考慮すべき指針であるが、規定されているのは、請求者および利害関係人の財産的必要性および資産

それゆえ裁判において同じ事例に対して、どちらも不当とはいえない、

請

求者に対する被相続人の義務、

遺産の額、

全利害関係人の行為態様、

その他の状況である。

財産的必要性に関し

第四節 小 括

そこでは死者の意思も考慮される。 判断するのかという点がさらに問われる。 に応じて妥当な解決を導くことのできる弾力的なイギリス相続法の制度枠組みにおいては、 じた弾力的 イギリスにおける遺言自由の原則が表れている。 的供与」という基準、 の算定もまた、 財産的供与」 様々な態様でありうる。 全状況に鑑みて「相当」と算定される額である。この「相当な財産的供与」を得ているか否かの判断および相当な額 所に家族供与を請求することができるが、 様に定められるのではなく、個々の請求者の生活様式および資産状況に相応しいように定められる。判例によると、 イギリ のために な解決が図られる。 を得られないと評価されるか否かが検討されなくてはならず、 お 「相当」であるか否かという基準について、 個別の事情に応じて具体的に妥当な解決を図ることを目的とした柔軟な基準に依拠する。 いては無遺言の場合の法定相続および遺言相続によって相当な財産的供与を受けてい および裁判所が考慮すべき事項として規定されている指針が参考となる。 また、 請求が認められるためには法定相続または遺言相続によっては当該請求者が すなわち、 裁判所が明確な根拠もなく被相続人の処分に介入することは許されない。 この家族供与制度においては、 判断基準として規定されている、 家族供与の態様は、 しかしこのような基準は不明確であり、 何が生存のために相当であるかについては、 状況に応じて金銭給付、 相続における利害関係人の具体的状況に応 請求者の「生存」のために 請求が認められる場合、 現物給付、 客観性を保つことも困 何をもって妥当な解決と まず、 信託の設定など、 その請 ない者は、 万人に対して 請求者の 一相当な財産 個 別の事 求額 「相当な 裁判 生 情

かけ離れた判断が示されることもある。

ある。 となる。 が、 題となる遺産が、 様が請求に不利な評価となりうる。 めないことで合理的な解決が図られる。さらに利害関係人の行為態様の基準の枠内では、 の死亡によってではなく、離婚によって婚姻が解消していたならば配偶者に帰属していたであろう供与の基準 の相続法制度の特徴がより一層明らかとなる。 準が持ち出されている。最後に、それ以外のことでも、 出した後には何も残らず、それゆえ請求者の生存を維持するという相続法の目的が到達されえない場合には請求を認 る義務のように一律に生じるのではなく、 る相続制度との協働を見出しうる。指針のもう一つである請求者に対する被相続人の義務という基準は、法律上生じ 自己責任の考えが反映しているといえよう。また社会保障給付を受けている場合には、請求額が減少することがある。 現在の財産的状況を自身でもたらした場合には、家族供与の請求について否定的に評価される。ここには相続人側の るために定められている基準であるということである。もっとも、請求者自身があえて不安定な職業を選択するなど、 着目すべきは、この基準は、 請求者に対する被相続人の道徳的な義務を認定する要素となっている。 指針として明示されている。 例えば、被相続人が請求者の養育を生前に放棄していたこと、被相続人が請求者に世話をされていたことなど その他、 最低限の生活を保障する社会保障給付と、個別の事例に応じた相当な生活を維持させることが目的とされ 請求者が配偶者の場合には特に、 被相続人の前婚の配偶者から提供されていることが、 請求者の最低生活水準の維持を目的とするものではなく、 この規定によって、 判例では、「放蕩」な息子、「良き愛すべき」妻などの主観的検討ともなりうる基 個々の人的関係に応じて具体的に判断される道徳的判断に依拠した基準で 判例上考慮される重要な事由として、 年齢、 裁判官が重要であると考えること全てが検討の対象となるこ 個々の事情に応じた柔軟で弾力的な解決が図られるイギリス 婚姻の継続期間、 後婚の配偶者の請求に対して不利 また、 被相続人への寄与に鑑みて、 遺産が小額であり、 遺産の由来がある。 請求者の相当な生活を保障す 請求者の非難すべき行為態 訴訟費用を支 例えば、 な判断要素 (\square \quad \q 問

空の離婚基準」) ることが基準となる。 ついては、立法段階において、 が考慮される。 成人しているということを理由として、子が権利者から除外されることはない。 子の独立精神が奪われるのではないかという危惧が示されていた。 また請求者が子の場合にはとりわけ、 これまで受けてきた教育および 養育を確保 かしこれ

そ

た

ことが考慮される。しかし、これらの例外規定は、必ずしも個別の事例に応じて柔軟に適用されているとはいえな れは、 用局 例えば、 による遺留分制限の対象となる事由がある場合である。 性などの点で批判され、 的見解となっている。 算を放棄して高額の相続分に基づいた遺留分を選択することができるとする選択理論が提唱されてい 達成されることはなく、 解釈などによって検討されている。 合には剰余の清算が、 ス 権利者の財産的必要性等を考慮して相当な額を定めることが前提とされ、 て利益を得ている場合であるが、 の家族供与制度とは決定的に異なる。 これに対してドイツの遺留分制度は、 面 が限定されている。 請求者が被相続人の財産の維持、 遺留分剝奪事由は、 これによって生ずる具体的妥当性が図られないという不備の補充が、 卑属が遺留分権利者である場合には教育を享受するなど被相続人の出捐により利益を得てい 判例および通説は統 立法論が提案されている。 限定列挙であるとされ、 これが考慮されるのは、 しかし 「法定相続分の半分の価値」という画一的な基準を出発点とする。 もっともドイツにおいても例外的に個別の事情が考慮される場合がある。 増加に寄与したこと、 画 理論をとっている。 的な規定が前提となっているため、 また配偶者の剰余の清算をめぐっては、 刑罰的な要素もあるから類推適用は許されないとするのが通 また剰余共同制をとっている配偶者が遺留分権利者である場 被相続人の財産状況を逸脱している場合に限られ、その適 請求者に遺留分剝奪事由、 さらに、 弾力的解決を図ることを目的としたイギリ 卑属が被相続人から主に教育などにお 個別具体的に妥当な解決が十分に 遺留分欠格事由および善意 配偶者が事情に応じて清 憲法適合的 るが、 全体的 法的安定 類推

も個別具体的に妥当な解決よりも法的安定性を維持することに重点が置かれている。 見られるように、裁判結果の予測がつきにくく、法的安定性が得られず、また裁判では個別の事情を考慮するために を持つドイツの遺留分制度と比較して積極的に評価されている。このことは、近年ドイツにおいて一律の基準による ドイツではまさにこのような裁判上の問題を回避するためにあえて画一的な規定が設けられており、 私的な生活にまで立ち入り、長期間を要する検討が行われなくてはならないなど、裁判上の多数の問題を孕んでいる。 に、明確な基準がないゆえに裁判官にとって過重な負担となり、一審と二審とでかけ離れた判断が示される事例にも 遺留分制度が批判に晒され、再検討されている状況にも見出される。しかし、イギリスの柔軟性を有する制度は同時 イギリスの法制度では、当事者の様々な事情に応じて柔軟な解決を図ることができるが、この点は、画一的な規定 解釈論において

- $\widehat{1}$ ていた者である。請求権者の範囲の外延については第一章参照 前の配偶者で再婚していない者および事実婚配偶者(市民パートナーも含む)(の死者の子 Inheritance (Provision for Family and Dependants) Act 1975 s. 1 によると、(()死者の配偶者または市民パートナー (d)死者の連れ子 (e)死者に扶養され
- (2) Inheritance (Provision for Family and Dependants) Act 1975 s. 1.
- 3 Provision Act 1966, Family Law Reform Act 1969 等によって修正されている(Parry & Clark, The Law of Succession, 2002, p.7)。 Intestates' Estates Act 1952, s.46(1)によると、慣習に基づいて、無遺言死亡者の被扶養者および相当の供与を行うことが無遺言死 一者に期待される者に財産の全部または一部を分配することができる。 無遺言相続 intestacy は、Administration of Estates Act 1925 の規律に服する。もっとも同法は、Intestates' Estates Act 1952, Family
- (4) BGB 2303 卑属・親・配偶者である。外延については第一章参照
- (15) Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O. s. 112
- 6 裁判管轄は県裁判所および高等法院である。請求者は、 家事部 (Family Division)と大法官部(Chancery Division)とを自由に

選択できる(Parry & Clark, the Law of succession, 2002, p. 155)。

- 7 れた。 年法においては明らかにされていた。それによると、最終意思は、それが追加的遺言を有していたかのように扱われるべきとさ 裁判所の命令により、 請求者は、受遺者と同様の法的地位に置かれる。このことは現行法からは明らかではないが、一九三八
- 8 そのため、一時金支払いが、定期金支払いに比べて高額となることがある (Re Besterman (1984) 1 Chancery Division 458, 477)。
- れた。このように同項のによって、裁判所は遺産の割合を指定することもできる。 Re Christie(1979) 1 Chancery Division 168(176) 家屋と庭を息子に、残余財産を息子と娘で半分の割合で共有するよう命じら
- 10 gleichende Untersuchung, 1985, S. 81 f. Stephan Goetz, Erbrechtliche Ansprüche außerhalb des Familienerbrechts. Eine auf England und Deutschland bezogene rechtsver-
- (=) Tyler's Family Provision, p. 389-390
- (2) Tyler's Family Provision, p. 391
- (4) それに対して法定相続権は遺産への物権的持分である(BGB 1922 Abs. 1)。
- 15 選択した。 Staudinger (Haas) Vorbemerkung zu 2303 ff. Rz. 37; Brox, Erbrecht, 2003, s. 308 BGB 起草者は、三つの可能性の中から一つを
- 16 場合を除くと、 択権を持つ。一三八三条によると、配偶者の場合には個々の目的物の請求は、剰余清算の枠内でも可能である。ここでは例外的 ある。したがって遺留分権利者は、遺産目的物の愛情的利益をより高く評価するか、金銭債権の利益をより高く評価するかの選 目的物の引渡しを請求することができる(Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O. s. 66)。遺贈を放棄して遺留分を請求することも可能で 180, 1980, s. 197)° 二三〇七条の枠内で、遺贈を承認した上で通常の遺留分との差額を主張することができる。差額を請求する場合には、 制定法上、当事者の愛情的価値は考慮されない(Dieter Leipold, Wandlungen in den Grundlagen des Erbrechts?, AcP 特定の
- (17) 短期間の保護については BGB 1969 参照
- 18 ことになる。 BGB 563, 563 bによって家族構成員の賃貸借関係への関与が認められているが、これにより個別の遺産目的物が受け継 れる

- (\(\text{\tin}\text{\te}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\tiext{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text
- (名) Inheritance (Provision for Family and Dependants) Act 1975 s. 3(1)
- (집) Inheritance (Provision for Family and Dependants) Act 1975 s. 3(2)(3)(4)
- 22 か否かによらず、全ての事情を考慮してその者が得るのに相当か否かが判断される。 Inheritance (Provision for Family and Dependants) Act 1975 s. 1(2)(a) 配偶者が請求者である場合には、 当該配偶者の生存に必要
- (\mathref{M}) Re Christie, Christie v Keeble (1979) 1 Ch 168, 174, (1979) 1 All E. R. 546
- (전) Re Duranceau (1952) 3 Dominion Law Reports 714 (720)
- 25 夫の妻にとっては「相当ではない」という例が引き合いに出されている。 Inns v Wallance (1947) 1 Ch 576, 581, (1947) 2 All E.R. 308, 311 農業労働者の妻にとって「相当」な供与が、 通常は裕福な
- 26 拠に、彼は、遺言においてはなさなかったとしても、死亡の際に彼女の生活を配慮せずに放置したりはしないとの意思を持って いたことを考慮した上で、相当な供与がなされていなかったと評価した。 Malone v Harrison(1979)I W. L. R. 1353 死者が、生存中一二年の間原告の生活に対する責任を全て引き受けていたことを根
- 27 が許される、と。Re Thornley (1969) 3 All E. R. 31 (33) い。額の算定は印象 impression および裁量 discretion の問題である。裁判所が「相当」であると考えるように、額を定めてもよい。 したがって多少の額の誤差は許されるが、考え方に大きな誤りがあるときあるいは算定額が大幅に異なる場合には裁判所の介入 Re Thornley では以下の考えが示された。裁判所がある額を正当と認定する理由を示さなかったとしても批判されるべきではな
- (28) Re Thornley(1969)3 All E. R. 31:一〇〇ポンドから二三四ポンドに引き上げられた。Re Besterman(1984)1 Chancery Division 458(479): 一二万五、〇〇〇ポンドから二七万五、〇〇〇ポンドに引き上げられた。
- 29 引用しつつ、判断の対象は遺言が請求者の生存のために相当であったか否かであり、遺言者が相当な行動をなしたか否かではな Re Goodwin (1968) 3 All E. R. 12(15); Millward v. Shenton (1972) 1 W. L. R. 711 (715), 2 All E. R. 1025 として、県裁判所 country court の判断は誤りであるとした。 Re Goodwin の判例を
- (%) Re Coventry (1979) 3 W. L. R. 802 (817)
- (云) Re E (1966) 2 All E. R. 44(47)
- Re Inns (1947) 1 Chancery Division 576 (581)

- (33) Re Coventry (1979) 3 W. L. R. 802 (811)
- 死の直前に作成した追加的な遺言書が存在したならば生じていたであろう効力を有すると規定する四条一項によって根拠づけら 切になしえなかったことについて裁判所が権限を持つものではないという観点は、この法律のもとでなされる供与は、 れるという。 Williams v. Johns (1988) 2 Famly Law Reports 475 (486, 488); Schaefer v. Schuhmann (1972) 1 All E. R. 621 (627) 遺言者が適 遺言者が
- (%) Re Inns (1947) 1 Chancery Division 576 (581-582)
- (%) Re Bunning (1984)) 3 All E. R. 1(12)
- 37 び受遺者の肉体的障害および精神的障害 (s.3(1)(f)) がある。 法律上列挙されている指針としてはその他、 別の請求者および受遺者の資産および財産的必要性 (s. 3(1)(b)(c))、請求権者およ
- (%) Re Coventry (1979) 3 W. L. R. 802 (815)
- (\mathfrak{R}) Re E (1966) 2 All. E. R 44 (48)
- (\(\preceq\)) Re Charman (1951) The Times Law Reports 1095
- (4) Re Ducksbury (1966) 1 W. L. R. 1226 (1232-1233)
- $\widehat{42}$ 職を繰り返した。彼のこの一連の態様は、「転がる石 a rolling stone」であると評価された。 金銭を贈与されたり、家族が経営する企業に就職したりするなど、家族から相当な利益を得ていたが、事業に失敗し、次々と転 Re Dennis(1981)2 All. E. R. 140. 142-143 請求者は死者の前妻の子である。彼は十分な教育の機会を与えられ、父から農場や
- $\widehat{43}$ れたが、被告の財産的地位に関する証拠が不十分であるとされた。それに対して、養父母に育てられた原告には資産がなく、 回目の婚姻による)である。被告は以前、被相続人と婚姻するために仕事をやめ、良い条件の年金も放棄したという点が考慮さ 存のために供与が必要であることは明らかであるとされた。 Re Sivyer(1967)1 W. L. R. 1482(1487) 原告は、被相続人の前妻(二回目の婚姻による)の子であり、被告は死者の後妻(三
- (4) Re Catmull (1943) 2 All. E. R. 115(119)
- (45) Re E (1966) 2 All. E. R. 44(48)
- 46 育を完全に放棄し、南アフリカに住む父の両親が子を育てた。請求者は十代まで祖父母を実の両親であると信じていた。二〇年 Re Debenham (1986) 1 Family Law Report 404 (410) 娘が母の遺産について請求した事例である。母は請求者の出生後、 子の養

を給付するよう請求した。 二〇〇ポンドを含む僅かの遺贈しか行わなかった。娘はこれが相当な供与ではないと主張し、遺産から一七万二、〇〇〇ポンド ていた。母は娘が経済的に安定した生活を送ることができるよう遺言において配慮する旨を話していた。もっとも彼女は請求考 が祖父母を相続することを前提にしていた。現実には、祖父母からの遺贈は四、○○○ポンドに過ぎなかった。被相続人は娘に 母は娘に連絡をとらなかった。後に娘が母を訪ねた際、母は娘を家に住まわせる意思がないと話し、周囲に娘の存在を隠し

あると認定された。また、母である被相続人の、娘に対する道徳的義務をも認定した(s. 3(1)(d))。請求額の算定において、裁判 は毎週五七ポンドの老齢年金を給付されることが考慮された。ここで請求者は癲癇を患っていることなどから、財産的必要性が 慮すべきであるため、年額四、五〇〇ポンドと算定した。これにより国家からの社会保障給付は打ち切られるが、数年後に老輪 〇ポンドの年金を支給され、毎週五二ポンドの社会保障給付を受けることにより最低限度の生活を維持しており、また数年後に 年金の給付を受けるようになればこれが考慮されて、最終的には年額一、五〇〇ポンドに減額されるとの判断が示された。 裁判所は請求者の財産的必要性および資産を検討した (s.3(1)(a))。その際、請求者とその夫がバンガローを所有し、年額五 請求者とその夫が相当な水準の生活を維持するためには、年額六、○○○ポンドが妥当であるが、請求者についてのみ考

- (4) John G. Ross Martyn, Family Provision: Law and Practice, 1985, p. 29
- 48 自ら生活を維持することができないことを根拠に遺産からの供与を請求した。裁判所は、原告が法律上婚姻していないとしても、 することができなかった。原告の父(被相続人)は、遺言において娘に全く供与を行わなかったので、原告は、婚姻しておらず、 7性と事実婚関係の共同生活を送るようになった後は、被相続人は娘に対する道徳的義務を免れるとの判断を示した。 Re Andrews(1955)1 W.L.R. 1105 原告は、婚姻している男性と事実婚関係の共同生活を送っており、健康上の理由から労働
- (\Pi) Re Gregory (1971) 1 All. E. R. 497 (502-503)
- (S) Re Debenham (1986) 1 Family Law Reports 404 (409)
- (日) Re Joslin (1941) The Law Reports, Chancery Division 200 (202-203)

52

その当時身体的衰弱により、 うに共同生活を送り、互いに責任を負っていた。被相続人は連れ子に有利な遺言を作成しようとしたが(その間妻は死亡した)、 れ子)が訴えを提起した(同法一条一項色)。被相続人は請求者が十代のときに請求者の母と婚姻していた。当事者は、家族のよ Re Callaghan (1984) 3 All E.R. 790(794) この事例では遺言が存在しなかった。被相続人が自身の子として扱ってきた子(連 弁護士のもとを訪問することができなかった。遺産は三万一、一一六ポンドであった(同法三条

Division 576 (581)

項(e)。

対する義務より重大であるとされた。さらに、遺産の大部分が請求者の母に由来することも評価された(同法三条一項宮)。最終 であった。被相続人の請求者に対する義務に関しては 的に裁判所は一万五、〇〇〇ポンドを請求者に与えた。 裁判官は請求者の財産的状況を考慮した(同法三条一項②)。請求者の年収は七、八五〇ポンド、妻の年収は三、九〇〇ポンド (同法三条一項d) 被相続人の連れ子に対する義務が、 被相続人の姉妹に

- 53 Re Thornley (1969) 3 All E. R. 31 事業を始める際、 請求者自身四〇〇一五〇〇ポンドの支出をした。
- 54 Re Pugh (1943) 1 Chancery Division 387 (395)
- <u>55</u> ものではない」 Re Clayton (1966) 1 W. L. R. 969 (971) 「遺産が小額であること the smallness of the estate は、 裁判および全ての考慮を排除する
- 56 Re Coventry (1979) 3 W. L. R. 802 (809); Re Trowell (1957) Current Law Yearbook 3744 遺産は一二七ポンドであった。;Jelly
- v. Iliffe (1981) 2 All. E. R. 29(36); Re E (1966) 1 W. L. R. 709(714)
- 57 Re Coventry (1979) 3 W. L. R. 802 (809); re Vrint (1940) 1 Chancery Division 920 (926); Jelley v. Iliffe (1981) 2 All. E. R. 29 (36)
- 58 59 にとっては相当であるとされる額が、裕福な家庭の妻にとっては相当ではないとされることもありうる。 Tyler's Family Provision, p. 152, 153 Buß, De minimis non curat lex, NJW 1998, 337 相当性の判断においては、巨額の遺産であるということが影響を持つ。例えば、 Re Inns (1947) Chancery 農夫の妻
- 60 離婚していたならば三五万ポンドを彼女は保持していたであろうという事実を考慮した(同法三条二項)。さらに請求者の非の打 ち所のない行為態様が支持され、全遺産の四分の一に相当する三七万八、〇〇〇ポンドの供与が与えられた。 ンドの遺族年金では不相当であるとされた。また、裁判官は請求者の高齢(同法三条二項②)および推測上の問題ではあるが、 人は未亡人に資産から一〇万ポンドを遺贈し、残り遺産を被相続人が教育に携わっていたオックスフォード大学に譲った。 Re Besterman (1984) 1 Chancery Division 458 (470) 裁判官は遺産の額と未亡人が高度な生活水準に慣れていたという事実を考慮した。僅かな遺贈および国家による年間四〇〇ポ 被相続人の妻が訴えを提起した。遺産は一五〇万ポンドであった。 被相続
- 61 Tyler's Family Provision, p. 119
- 62 Re Dennis (1981) 2 All E. R. 140(142) 「転がる石の多くの場合がそうであるように、 彼にはあまり苔が付かなかった(not gather

much moss)」と表現されている。もっとも三条一項似に包摂されることが明らかにされているわけではない。

- (3) Re Snoek (1983) Family Law 18(19)
- (4) Re Morris (1967) Current Law Year book 4114
- (5) Re Coventry (1979) 3 W. L. R. 802 (817)
- 66 Re Morris (1967) Current Law Yearbook 4114; Kourkgy v. Lusher (1983) 4 Family Law Reports 65(72)
- 67 Martyn, Family Provision: Law and Practice, 1985, p.17; Re Royse (1984) 3 All E. R. 339
- (%) Re Royse (1984) 3 All E. R. 339 (342)
- 69 る剝奪原則の適用を妨げない」それ以外の犯罪については、Criminal Justice Act 1948 s. 70 い」 ②「前項にいう供与とは一九七五年相続法における供与である」s.5 「…第三条第一項は、殺人の有罪判決を受けた者に対す 利益を受けてはならない旨の一般原則は存在せず、このことは家族供与にも妥当する。 Forfeiture Act 1982 s. 3(1) 「剝奪原則は、本条二項の規定する供与の請求をなし、または請求に対する命令を行うことを妨げな によると、犯罪行為者が遺言によって
- (\varphi) Malone v. Harrison (1979) 1 W. L. R. 1353(1364)
- (71) Re Thornley (1969) 3 All E. R. 31
- (2) Re Pointer (1941) 1 Chancery Division 60 (61)
- (云) Re Blanch (1967) 2 All E. R. 468(471)
- 母もまた、すぐに死亡した。 手で嫉妬深い行動に我慢できず、家を出て行った。婚姻から三年後、被相続人は死亡した。彼は妻に一、○○○ポンドしか遺贈 せず、残りは彼の母が相続した。その処分の理由として、被相続人は、妻が家出により彼を放置したことを挙げた。被相続人の 夫婦はしばらく被相続人の母と居住する-彼女が息子の婚姻に慣れるまで-つもりでいた。しかし七ヶ月後、妻は、姑の自分勝 Re Clarke (1968) 1 W. L. R. 415 (421) 被相続人の生存配偶者がここでは請求権者となっている。被相続人は四九歳で婚姻し、

そして、被相続人が配偶者に僅かしか遺贈しなかった理由は、説得的ではないと判断した。なぜなら、姑のもとへの居住は、最 とは被相続人の非難すべき行為態様に関係する(同法三条一項g)。その他妻が一、四〇〇ポンドの自身の年収により、またバン 裁判官は二万三、〇〇〇ポンドの遺産の額を考慮した(同法三条一項⑹)。それは年約一、三〇〇ポンドの収益を伴っていた。 経過措置とされていたからである。したがって実際には、被相続人が約束を破り、 妻を放置したのである、と。このこ

ガローの所有により自活でき、それは財産的必要性の評価に関わるといういうこと(同法三条一項②)、また共同生活が短期間 じる収益の半分を家族供与として支払うべきことを指示した。 か継続しなかったことが考慮された(同法三条二項®)。これら諸要素が総合的に評価され、裁判官は、 死亡した夫の遺産から生

- (5) Re Styler (1942) 2 All E. R. 201 (205)
- (%) Re E (1966) 1 W. L. R. 709 (714)
- (元) Re Sivyer (1967) 1 W. L. R. 1482 (1488)
- (%) Re Collins (1990) 2 All E. R. 47(52)
- (79) 法律上は(g)とは別に(f)において明示されている。
- (%) Millward v. Shenton (1972) 2 All E. R. 1025 (1027)
- 82 81 ず、全状況を考慮したうえで夫または妻が受けるのに相当であるとされる財産的供与を意味する」 s.1(2)(a) 「この法律において『相当な財産的供与』とは…当該供与が夫または妻の生存のために必要であるか否かにかかわら Parry/Clark, The Law of Succession, 2002, p. 172 s. 3(2) 「死者が死亡した時点に、仮に死亡によるのではなく離婚により婚姻が
- 83 解消していたならば受け取ることを請求者が当然期待しえたであろう供与」 もっとも、婚姻解消後に状況が好転する場合には、他方配偶者はその利益を取得することができる。例えば、これまで裕福で
- Eyre (1968) 1 W. L. R. 530(543) はないが職業上有望な夫と婚姻関係にあった妻は、婚姻が継続していたならば得たであろう利益を取得することができる。
- 84 と相当の余命があるということが考慮された。 Re Besterman (1984) 1 Chancery Division 458 (467) 請求者が退職のため収入を得ることができないが、 健康状態から判断する
- 85 Patel (2002) 1 Family Law Report 603 (620) された。それに対して九年間の生活の継続が長いと評価された事例がある。死者と請求者の間には二人の子がいた。 ない生存配偶者の請求が否定された。そこでは、被相続人の経営する農場の発展に対する請求者の寄与がないということが考慮 Re Pugh (1943) 1 Chancery Division 387 (388, 395) 被相続人が七五歳の時に婚姻し、 僅か二年間の婚姻期間を共にしたに過ぎ Gandhi v.
- (℅) Tyler's Family Provision, p. 184
- (5) House of Commons, Parliamentary Debates, Volume 328 (1937/38) 1305

- して請求は棄却された。 一般原則については re Conventry (1979) 3 W. L. R. 802(816) もっとも、そのような特別な事情となりうると認められないと
- 89 Re Debenham (1986) 1 Family Law Reports 404 (410) 請求者は成人の女性であったが、労働することができず、癲癇を患って
- 90 りながら死者がその責任を引き受け履行していたか」 けたか、またその責任を引き受けるに至った根拠および死者がその責任を履行した期間」(b)「請求者が自身の子ではないと知 s. 3(3)(a) 「死者が請求者の生存に対する責任を引き受けたか否か、また引き受けたとした場合、どの範囲でその責任を引き受
- (5) Re Leach (1985) 2 All E. R. 754 (758)
- (92) s. 3(3)(c) 「請求者を扶養する他の人物の義務」
- 93 Alexander Freytag, Das Pflichtteilsrecht nach dem BGB und dem ZGB im Vergleich, ZRP 1991, 304, 306; Martiny, Gutachten für den Deutschen Juristentag, 2002, Band 1 Teil A 87
- (会) Hermann J. Fußbender, Das Pflichtteilsrecht nach der Vereinigung, DNotZ 1994, 359, 369; Dieter Henrich, Testierfreiheit vs Pflichtteilsrecht, 2000, s 6 七五歳の父が、裕福な内科医である息子に遺留分を支払うために居住家屋を売却しなくてはならない 例を挙げている。配偶者の相続権に関連して Trulsen は、ベルリン式遺言が支持される動向を挙げ、このことは被相続人が配偶者 の生活保障をより若い世代の希望をかなえるよりも重要であると考えていることの表れであるという(Trulsen, Pflichtteilsrecht, a
- (5) Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O. s, 160
- (5) Dieter Henrich, Testierfreiheit vs. Pflichtteilsrecht, 2000, s. 18
- るいは不安定な権利を算入しないとする§2313 Abs. 2 Satz 1 BGB の類推適用が提唱されている。後者によると、企業の清算価 Unternehmensnachfolge von Todes wegen, AcP(2000)603 ff. が重要である。そこでは、遺留分権利者の権利と、相続人が承継した 企業の存続利益を調整する解釈論として、支払猶予についての § 2331 aBGB の補充的解釈および遺産額の算定において不明確あ AcP 204(2004), 804, 810; Staudinger/Haas, Vorbem. zu§2303 ff. Rz. 20; この点について、中規模会社の観点から批判したものと して、J. Mayer, FamRZ 2005, 1441, 1444. 企業の存続と遺留分について検討したものとしては、Oechsler, Pflichtteil und Dauner-Lieb, DNotZ 2001, 460, 465; Lange, Die Pflichtteilsentziehung gegenüber Abkömmlingen de lege lata und de lege ferenda

価値に基づいて遺留分権利者に支払う必要はないという。 Liquidationswert が、収益価値 Ertragswert よりも明らかに高く、それゆえ企業の存続が危険に晒される場合には、 相続人は、

- 98 FamRZ 1992, 993, 999; Dieter Leipold, Grundzüge mit Fällen und Kontrollfragen, 12. Aufl. Tübingen 1998, F. W. Bosch, Familien-und Erbrecht als Themen der Rechtsangleichung nach dem Beitritt der DDR zur Bundesrepublik Deutschland , Rn. 61
- 99 Manfred Trittel, Deutsch-deutsches Erbrecht nach dem Einigungsvertrag, DNotZ 1991, s. 246
- (\(\exists)\) Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O, s. 160
- Martin Schöpflin, FamRZ 2005, s. 2025, 2027 個別の事情に基づく家族内の請求権を考慮する場合には、 家族関係の多様性に鑑
- 102 a Abs. 1)。一五万ユーロから、二〇五七a条四項によって算定された清算額(三万ユーロ)が差し引かれ、一二万ユーロの計算上 となる。結論として、法定相続において、生存配偶者には一五万ユーロ、Aには七万ユーロ、他の二人の子にはそれぞれ四万ユ 者である子Aには、清算額(三万ユーロ)が加算される(BGB 2057 a Abs. 4)。したがって四万ユーロ+三万ユーロ=七万ユーロ 相続から廃除された場合には、彼の遺留分は四万ユーロの二分の一(二万ユーロ)となる。 例えば、子Aが相続から廃除された場合には、 ーロ帰属する。遺留分の算定においては、二三一六条一項により、清算の算定を考慮した法定相続分を前提とすることになる。 の遺産が残る。子それぞれがここから三分の一を取得する(四万ユーロ)(BGB 1924 Abs. 4)。配分の利益を得るべき清算請求権 生存配偶者の相続分(一五万ユーロ)が差し引かれ (BGB 2057 a Abs. 4)、生存配偶者以外の卑属間で清算の義務を負う (BGB 2057 したがって、適切な清算請求権(ここでは三万ユーロと算定される)を定めることができる。三〇万ユーロの遺産の総額から、 長年にわたって家事を行っており、その結果、被相続人は自身の商売に集中することができた。裁判官は、二〇五七a条三項に 万ユーロ)を取得する(BGB 1924 Abs. 1, 4)。ここで二〇五七a条の想定する事情があったとする。子Aは、被相続人のために、 法定相続によると、生存配偶者は二分の一(一五万ユーロ)を取得し(BGB 1931 Abs. 1, 1371 Abs.1)、子はそれぞれ六分の一(五 Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O. s 68 f. の具体例を以下に挙げておく。被相続人が、妻と三人の子に三〇万ユーロ遺して死亡した。 遺留分額は七万ユーロの二分の一 (三万五、 〇〇〇ユーロ)となる。子Bだけが
- (三) Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O. s. 68
- 104 り取り消されたりすることによって潜在的遺留分権利者の遺留分額がゼロと算定される点を捉え、本稿では請求額の算定の 遺留分の剝奪および取消しは、これにより遺留分権が消滅するので請求権者の範囲の問題ともいえるが、 遺留分が剝奪され 問 た

分の内容を制限するので、本稿では検討の対象とした。 に位置付けた。また、好意的遺留分の制限は、厳密にいうと請求額を制限するものではないが、遺留分権利者の行為態様が遺留

- 105 この点については拙稿「制限規定にみる遺留分権者の地位」香川法学二十四巻三・四号一一二頁以下参照
- (瑩) Münch/Komm 4. Aufl., 2004, (Frank) 2333 Rz. 3
- 107 Mayer, FamRZ 2005, 1441; Kleensang, ZEV 2005, 277; DNotZ 2005, 509.; Stüber, NJW 2005, 2122.)° を認めることができるとの判断を示した(BVerfG, Beschluss v. 19.4. 2005-1 BvR 1644/00, 1 BvR 188/03, FamRZ 2005, 872.; J. いて理解されるべきではなく、責任無能力であったとしても違法な行為を、知りながら意図的に実現した場合には遺留分の剝奪 OLG Dusseldorf, 23. 2. 1968, NJW 1968, 944 (945) もっとも、連邦憲法裁判所は近時、責任の要件は、厳密に刑法上の意味にお
- 108 BGH 25/26. 10. 1976, NJW 1977, 339; Palandt/Edenhofer, BGB, 63.Aufl. 2004, § 2333 Rz. 5; Staudinger/Olshausen, § 2333 Rz. 9
- 109 RG Urteil von 11. 11. 1941, RGZ 168, 39, 42. Münch Komm (Frank) 2333 Rz. 16; Palandt (Edenhofer) 2004, § 2333 Rz. 8
- 110 Motive V, S. 429 ff.=Mugdan V, S. 228 f.; Protokolle, S. 7556-7562=Mugdan V, S. 800-802
- 111 BGH 10.6.1968, NJW 1968, 2051, 2051 f. ただし本件は相続欠格の事案である。
- (≅) Kipp/Coing Erbrecht, 1990, s 100; Motive V, S. 429 =Mugdan V, S. 228
- 113 MotiveV 228, S. 429 = Mugdan V, S. 贈与契約の撤回についても個別的根拠が列挙されていることが例示される。
- (11) 二三三三―二三三五条の文言も限定列挙であることを示す。
- (5) BGH 25/26. 10. 1976, NJW 1977, 339, 340
- (当) Otte, Um die Zukunft des Pflichtteilsrecht, ZEV 1994, 193
- (当) BGH 10. 6. 1968, NJW 1968, 2051, 2052
- 118 Martin Schöpflin, Verfassungsmäßigkeit und Pflichtteilsentziehung, FamRZ 2005, 2025
- 119)た場合であっても、宥恕(Verzeihung)がない限り、なお欠格を主張できるとする。 Lange/Kuchinke, Erbrecht, 2001, s. 165 は、遺留分剝奪根拠と遺留分欠格根拠が競合する場合について、被相続人が剝奪を放棄
- (\overline{\infty}) Leipold, Erbrecht, 2004, s 230.
- (三) Lange/Kuchinke, Erbrecht, a. a. O., s.714
-) Brox, Erbrecht, 2003, Rn. 569

136 135

- 123 一三〇三条二項は、遺留分額算定の際に死亡時における剰余清算を規律する一三七一条を参照するよう指示している。
- (型) Palandt (Brudermüller) § 1373 Rn. 1
- (些) Staudinger (Thiele) 1381 Rz. 24
- (巡) BGH 26. 3. 1980, NJW 1980, 1462, 1463
- 127 とにより剰余の清算を実現することとする。この場合において当該配偶者が個別の事例で剰余を作出したか否かは考慮されない。 一三七一条一項「夫婦財産制が一方配偶者の死亡によって終了する場合には、生存配偶者の法定相続分を四分の一高額にするこ
- (22) Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O, s. 74
- 129 者の法定相続分に基づいて定められる。_ に基づいて請求することができる。この場合において生存配偶者または他の遺留分権利者の遺留分は、高額にされていない配偶 一三七一条二項「生存配偶者が相続人でもなく、受遺者でもない場合には、剰余の清算は、一三七三―一三八三、一三九〇条
- (室) Hans Klingelhöffer, Pflichtteilsrecht, 2003, s. 44
- (三) Palandt (Brudermüller) § 1371 Rz. 15
- (室) Lange/Kuchinke, Erbrecht, a. a. O., s. 888
- 133 Heinrich Lange, Der Bundesgerichtshof und die erb-und güterrechtliche Lösung des § 1371 BGB, NJW 1965, 369, 373
- (對) Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O, s. 75
- Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O, s. 75
- Ulrich V.Lübtow Erbrecht, Eine systematische Darstellung, 1971, s. 614
- Brox, a. a. O. s. 312

138 137

- Brox, a. a. O. s. 312; Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O. s. 75
- 139 BGH 25. 6. 1964, BGHZ 42. 182 (183, 186)=FamRZ 1964. 624; BGH 17. 3. 1982, FamRZ 1982. 571
- (至) Brox, a. a. O. s. 311 f.
- (至) Leipold, Erbrecht, 2004, s. 310; Staudinger (Haas) 2303 Rz. 91
- 142 く一般的算定基準の例外事由に位置付けた。 第二章第二節二、2(1)(2) 本稿ではこれらをそれぞれ「被相続人の請求者に対する義務」、「遺留分権利者の行為態様」に基づ

- 143 された場合には、上述のようにして算定された相続分の半額の遺留分額を保持する(BGB 2316 Abs 1, 2303 Abs.1)。娘については、 配偶者-一五万ユーロ、娘-三万ユーロ、その他の二子-それぞれ六万ユーロとなる。したがって子のうち一人が相続から廃除 については、調整されるべき額が差し引かれる(BGB 2055 Abs. 1)。六万ユーロー三万ユーロ=三万ユーロである。法定相続は、 万ユーロ=一八万ユーロとなる。それぞれの子には 18 ${\mathcal F}$ レーロimes ${\mathcal F}$ ${\mathcal F}$ る(BGB 2055 Abs. 1)。残る一五万ユーロに清算されるべき額(三万ユーロ)を算入する(BGB 2055 Abs. 1)。一五万ユーロ+三 ることになる。ここで裁判官が裁量によって娘への学費が被相続人の財産関係を三万ユーロ逸脱していると判断した場合には 定相続の原則的事例においては、配偶者が二分の一(一五万ユーロ)を相続し、子はそれぞれ六分の一(五万ユーロ)を相続す 続人が死亡し、直前にいとこから相続した三〇万ユーロが相続財産であり、娘の他に、妻と二人の子が法定相続人であった。法 間にわたって機械工学を専攻し、博士号を取得し、アルバイトなどをする必要もなくイェール大学で過ごすことができた。被相 た。彼には三人の子がいた。娘の出生時に、彼女の教育のために苦労して多額を毎月支出し始めた。このようにして娘は、六年 (BGB 2050 Abs. 2)、まず遺産の総額から配偶者の相続分が差し引かれる。これは、配偶者の相続分が清算に関与しないからであ Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O, s. 76 f. の算定例を引用する。被相続人は自由詩人として極めて少ない収入のもとで生活してい
- Dieckmann, 2316, 10; MünchKomm/Frank, § 2316, 9 Lange/Kuchinke, Erbrecht, a. a. O., s. 918 BGB 二〇五六条一文から導かれる。BGH 2. 12. 1987, FamRZ 1988, 280, 281; Soergel/
- (至) Lange/Kuchinke, Erbrecht, a. a. O., s. 946
- る裁判官の仕事の二重性」と分析される。内田力蔵「イギリス判例法に於ける法規範確定の困難について」(一九四一年)『イギリ オ・デシデンダイ)をまず探り出し、その後でこれを具体的事案に適用しなければならならず、「判例法主義を採る法体系におけ 比較的複雑かつ困難であるとの分析が行われている。それによると、裁判官は、先例の中から、 点が指摘されている。すなわち判例法が行われる法体系においては、裁判官の仕事は、法典を主とする法体系におけるよりも、 Marion Trulsen, Pflichtteilsrecht und englische family provision im Vergleich, 2004, s. 165.f. わが国でも既に内田教授によってこの 適用されるべき法規範(レイシ
- (47) Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O., s. 110 f

148

Stephan Goetz, Erbrechtliche Ansprüche außerhalb des Familienerbrechts, Eine auf England und Deutschland bezogene rechtsver-

gleichende Untersuchung, Frankfurt, 1985, 力Urteilsvermögenが求められるという。 , s. 51. 裁判官には、 洞察力 Beobachtungsgabe、 人情を解する能力 Menschenkenntnis、 判断

- 149 Konrad Zweigert/Hein Kötz, Einführung in die Rechtsvergleichung auf dem Gebiete des Privatrechts, 3. Aufl. Tübingen 1996, s. 177
- 150 House of Commons, Parilamentary Debates (1937-38) 1364
- 151 House of Commons, Parilamentary Debates (1937-38) 1297
- 152 Murad Ferid/Karl Firsching/Heinrich Dörner/Rainer Hausmann, Internationales Erbrecht, Bd. 3. 1982, Groβbritannien, Rz. 2
- 153 Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O., s. 166
- 154 Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O., s. 167
- 155 Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O., s. 163. ff
- 156 Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O., s. 167.
- 157 三一一条)。複雑な算定方法の問題は、遺留分補充請求の枠内でも生じる。しかしこのような問題があるにしても、 例えば、ドイツの遺留分額算定において、遺産の価値は、おおよその額を算定するだけではなく、正確に算定しなくてはならな 判官が常に算定における困難な問題に直面するのに対して、ドイツ法においては通常の場合、遺産価値の算定はイギリス法より も容易に行われうるとされる。 い。特に不動産およびその従物の算定はより困難である。また裁判官は、相続開始時にさかのぼって算定しなくてはならない(二 もっともイギリス法とは別の点で、裁判官の責任が問われる場合も指摘されている(Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O., s. 165.)。 イギリスの裁
- 158 Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O., s. 170
- 159 Division 458(479)一二万五、〇〇〇ポンドから二七万五、〇〇〇ポンドに引き上げられた。 Re Thornley (1969) 1 W. L. R. 1037 (1038):一〇〇ポンドから二三四ポンドに引き上げられた。Re Bestermann (1984) 1 Chancery
- 160 相当であるとする判例、死者が請求者に車や家を購入するなどして示した生前の寛容さを考慮して判断する判例などが引き合い に出されている。 Mellows, The Law of Succession, 1993, p. 215 そいやは、 農業労働者にとって「相当な供与」が、富裕層の未亡人にとっては不
- 161 House of Commons, Parilamentary Debates (1937-38) 1297
- 162 Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O., s. 170

- 163 な規律の安定性が欠如しているのを補ってきたという。 Gustav Radbruch, Der Geist des englischen Rechts, 1965, s. 38 ff. イギリスの法曹は、先例への拘束により、制定法におけるよう
- (邑) Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O., s. 170
- (色) Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O., s. 170
- 166 性、障害、行為態様、請求者に対する被相続人の義務、 Deutschen Juristentag, Band I Teil A 78; Rainer Schröder, Pflichtteilsrecht, DNotZ, 2001, s. 471. マルトイニーは、 Unterhaltsrechts, des Pflichtteilsrechts, des Sozialhilferechts und des Sozialversicherungsrechts neu zu gestalten?, Gutachten für den 64 の検討の結果を予想するのが困難であると指摘する。 Dieter Martiny, Empfiehlt es sich, die rechtliche Ordnung finanzieller Solidarität zwischen Verwandten in den Bereichen des 遺産の額など、考慮すべき点が多いので、その都度要求される個別事例
- (至) Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O., s. 169
- 〈函) Trulsen, Pflichtteilsrecht, a.a.O., s.169 もっとも、ドイツにおいても裁判の結果を完全に予測できるわけではない。たとえば遺 産価値または相当な教育(二三一六条)に関する評価の問題がなお残されている(s. 170)。
- 169 Pflichtteilsrecht, a. a. O, s. 159 f. Katrin Stadler, Das Versorgungselement im gesetzlichen Pflichtteilsrecht mit Bezug zum englischen Erbrecht, 2004, s. 164; Trulsen.
- (፷) Staudinger (Haas) Vorbemerkung zu 2303 ff. Rz. 36
- (三) Mellows, supra, p. 204
- (≅) Re Gregory (1971) 1 All E. R. 479
- (至) Kourkgy v. Lusher (1983) 4 Family Law Reports 65
- 174 Adenso v. Adenso (1981) 1 All E. R. 107. 同じ家の別部屋で生活し、会話もなく、関係が破綻していたと認定された。
- (些) Re Debenham (1986) 1 Family Law Reports 404
- 176 Re Snoek (1983) Family Law 18 請求者は「意地悪」で「残虐」であると評価された。
- (≦) Re Blanch (1967) 2 All E. R. 468
- (\vec{\pi}) Re Gregory (1971) 1 All E. R. 479 (503)
- Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O., s 173; Rainer Schröder, Pflichtteilsrecht, DNotZ, 2001, s. 471. シュレーダーは、いわゆる「汚れ

る遺留分の制限などの例外的場合にのみ、当事者の人格的問題が検討されるに過ぎない。 間関係のような基準を設けると、裁判上、非常に困難となる点を指摘する。ドイツでは遺留分剝奪およびその取消し、善意によ 物の洗濯」をなくすことが、まさに現代家族法の求めることであるという。そして、相続法において、 必要性や被相続人との人

- 180 法において、必要性および(または)被相続人との人間的近接性のような基準は、裁判の対象とすることは難しいという。 の代わりに、必要性や人間関係などの実質的基準を導入するならば、おそらく、法的紛争を多数導くであろうと主張する。 レーダーは、ドイツの遺留分法がもたらす具体的に不当な結論を回避するため、形式的持分準則(法定相続分の価値の二分の一!) できるだけ早く実行されるようになされるべきである。機械的で、ほぼ自動的に機能するという点は、現行法の長所である。 は、家族にとって相当な負担となるものであるから、実行に長時間を要してはならない。それゆえ、法の規律は、遺産の分割が 個別の事例における必要性を裁判所において判断しなくてはならないため、必然的に法的紛争を促進することになる。 DNotZ, 2001, s. 470 f. 法曹大会においてコーイングは以下のように指摘した。すなわち、遺留分権を必要性に依拠させるならば、 Juristentag, Band I, Teil A 47, 1972; Martiny, a. a. O., 88, Trulsen, Pflichtteilsrecht, a. a. O., s. 171; Rainer Schröder, Pflichtteilsrecht Helmut Coing: Empfiehlt es sich, das gesetzliche Erbrecht und Pflichtteilsrecht neu zu regeln?, Gutachten zum 49. Deutschen
- 181 取り消し、若しくは原命令による供与を一時的に停止するあるいはそのようにして停止した供与の履行を再開することを命じる 権限を有する」 Inheritance (Provision for Family and Dependants) Act 1975 s.6 「…裁判所は、本条に基づく請求により、 原命令を変更しまたは
- 182 なるまで続く場合もある。おそらく、場合によっては紛争は、遺産破産によってしか解決されないであろう」との発言が象徴的 House of Commons, Parliamentary Debates, Band 328 (1937/38) 1303 「命令変更の請求は、遺産紛争が決着することが疑わしく
- 183 留分法による定型化が寄与していることが分かる。 請求権が考えられるが、これらの請求は家族関係の多様性に鑑みてとりわけ困難であり、 請求基礎により裁判上補償を得ようとする試みは阻止されるという。例えば、雇用契約、不当利得、委任、組合などに基づく諸 Martin Schöpflin, Verfassungsmäßigkeit des Pflichtteilsrechts und Pflichtteilsentziehung, FamRZ 2005, s. 2025, 2027 費用の要することである。ここでは遺
- 184 個別具体的に正当な解決はそもそも意図されていない。Schröder, a. a. O. (Anm. 179), s 466, 472

おわりに

ない。 に、 が、 当事者があえて収入の少ない職業を選択した場合には優遇されない等、 柔軟に請求者の範囲および請求権の態様、 例外規定は存在するが、画一的な基準が設定されており、実質的公平性の問題を、その都度裁判所において検討する 審の判断と第二審の判断が大きく異なる場合もある。このように、 ることをもって実質的に公平であると位置付ける。 るかについては、 リス法においては、 したがって、当事者の実質的公平性が実現されているか否かということもまた、疑わしいという一面がある。 るといった厳格な基準ではなく、 律に法定相続分の二分の一の価値を最低限確保できることが遺留分制度の枠内で保障されている。そこでは少しの 相続法における権利の弾力性の問題を究明するために、 そもそもイギリス法の掲げる財産的必要性、 相続における公平性を確保するに相応しい基準であるかということもまた、 一方、ドイツの相続法では、 ここで若干の補足をして本稿の締め括りとしたい。 必ずしも自明ではない。例えばイギリス法は第一に財産的に必要とする者が相続において優遇され 当事者の実質的公平性が目指されているといえる。 請求者にとって相当な生活を保障するためといった曖昧な基準となっており、 財産的に必要としない者であっても、 算定方法を決定し、利益を分配するというように弾力的な解決を図るイギ 請求者に対する被相続人の義務、 しかし判例において、 イギリスの家族供与制度とドイツの遺留分制度を比較検討 相続において個々の家族の状況を具体的に観察した上で 現実には財産的必要性の基準は、 自己責任の価値判断が介入する。また、第一 しかし、 財産的必要性とは、 法律上定められた遺留分権利者であれば、 何をもって実質的に公平であるとす 別の検討を要することはいうまでも 遺産の額および 最低生活水準を維持す 性質などの基準 明確ではな また さら

必要は とが困難で、 め、 検討する際には、 留分制度においては、 遺産の由来を考慮せずに法律上遺留分権利者であるということにより遺留分を確保できるのは、 な問題が回避されてい 指摘がある。 このような問題が内在することは当初から予測されていた。 ない。 紛争が長期化するイギリスの実務の状況をみると、このことはより一層明らかとなる。 画 しかし、 この点を無視することができない。 的であるがゆえに、 る。 個別具体的に妥当性を図る規律の利点が最初から放棄され、それと引き換えに、 そもそもドイツの遺留分制度は、法的安定性を重視するという観点から立法されているた 裁判所においてその都度具体的妥当性を追及しなくてはならず、 ドイツの遺留分制度は近年、 請求者の範囲、 批判に晒されている。 算定方法を一律に定めるドイツ 例えば、 裁判結果の予測をするこ 不当な結論を導くと 当事者の必要性 弾力的な権利 裁判上の 0) 遺 Þ

あ₍₂₎ よる(5) 決を図ることができない遺留分制度に対する批判が提起されている。(6) この点では、 留分権利者は法律上一律に定められており(民法一〇二八、八八七、八八九、八九〇条)、これを拡張することは 遺産分割における公平性を維持するために考慮される寄与分は、 般的には認められ わが国においても、 行使によって取り戻した財産の法的性質と共同相続人間での分割手続については議論があるが、 最後に、 価額賠償の例外(一〇四一条) 共同相続人間において合理的に分割することができず、この点でも画 日本法に示唆するところをみておくこととする。 ドイツの遺留分規定よりも一 てい ドイツの場合と同様、 ないこ また、 請求権の態様について、 は、 限定的に認められるに過ぎない。算定方法も画一的であり 遺留分が相続人の生活を保障する機能を果たしていないなど、 層画一的な扱いがなされているといえよう。 判例 わが国の相続法において、 通説によると遺留分額算定の際には考慮され 通説によると遺留分減殺請求権の性質は物権的 しかし、 イギリスの家族供与制度と、 的な処理が行われているといえる。 法定相続人の地位を有する遺 さらに、 遺留分減殺請求権 判例のとる訴訟説に (一〇二八条)、 弾力的 ドイ な(い4 な解 ツ 0 で

げて検討することができなかった。わが国の遺留分法さらには相続法において、相続人間の公平性がいかなる観点か ら、どの程度図られているかについて、とりわけ遺産分割基準(民法九〇六条)に着目しつつ研究することを今後の よって実現すべき実質的公平性の基準をまず明らかにしておく必要がある。もっとも本稿ではこの点について掘り下 いった裁判上の問題を伴うことが確認される。それゆえ相続法において権利の弾力性を追及するためには、それに 力的解決は裁判官の任務を加重にし、法的安定性を害し、また長期間を要する際限のない紛争を導く可能性があると 遺留分制度の対置から、相続法における弾力的解決が必ずしも十分な成果を挙げているというわけでもなく、また弾

(1) 最判平成一二・三・一〇民集五四巻三号一〇四〇頁 用を否定した。判旨からは、相続法における画一的処理を要請する裁判所の立場が見出される。もっともこれを肯定する審判例 もある(大阪家審昭和五八・三・二三家月三六、六、五一)。 内縁の夫の死亡に際して、財産分与に関する規定(七六八条) の類推適

2 も債権的効力説も主張されている(鈴木禄弥『相続法講義』(一九九六年)一七二頁以下など)。 最判昭五一・八・三○民集三○・七・七六八、中川善之助・泉久雄『相続法』(第四版)(□○○○年)六六二頁など。もっと

3 平成六・一・二七判タ八六〇号二五一頁)。また、受遺者において遺留分権利者に対し価額の弁償を現実に履行しまたは価 償のための弁済の提供をしなくてはならず、単に価額の弁償をすべき旨の意思表示をしただけでは足りない(最判昭和五四・七 たとえば、遺留分権利者の方で、受遺者に対して特定物の現物返還に代えて価額弁償を請求することはできない 〇民集三三巻五号五六二頁)。

4 もっとも反対説がある(佐藤隆夫『現代家族法Ⅱ相続法』(一九九九年)二六七頁以下など)。 潮見佳男『相続法』(第二版)(二〇〇五年)二五三頁など。一〇四四条による九〇二条の二の準用がないことから導かれる。

(5) 最判平成八・一・二六民集五〇巻一号一三二号

(6) 佐藤・前掲書二五九頁以下